

指定認知症対応型共同生活介護事業所 中城愛誠園運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人善隣福祉会が開設する認知症対応型共同生活介護事業所中城愛誠園（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要支援2又は要介護状態にあって認知症の状態にある者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従業者は、要支援2又は要介護者であって認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 認知症対応型共同生活介護事業所中城愛誠園
- 二 所在地 沖縄県中頭郡中城村字当間 2 8 9 - 5

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行うとともに、自らも指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
- 二 介護従業者 7名
介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
- 三 計画作成担当者、介護支援専門員 1名
計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、9名とする。

(認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の心身の状況に応じた介護
- 二 食事その他の家事等（利用者と共同で行うよう努めるものとする。）
- 三 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- 四 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

(短期利用共同生活介護)

第7条 本事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用して、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は、共同生活居住につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、本事業所の計画作成担当者が認

知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。

- 5 入居者が入院等のため、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(利用料等)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。

- 2 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払を利用者から受けるものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

一 食材料費

二 家賃

三 理美容代

- 四 おむつ代及びその他指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 利用者は指定認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 入居に際しては、主治の医師の診断書を提出すること。

二 利用者は努めて健康に留意すること。

三 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

四 浴室を利用する際には、従業員に連絡する。

五 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。

六 定められた場所以外及び時間以外に喫煙又は飲酒をしてはならない。

七 けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。

八 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(非常災害対策)

第10条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。

- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、ホームはこの計画に基づき、毎年3月及び9月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3ヵ月以内

二 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 妥当適切な認知症対応型共同生活介護を提供するために、村または保険者等が行う調査に協力するとともに、村または保険者等からの指導又は助言に従って必要な改善を行

うものとする。

5 事業所は指定認知症対応型共同生活介護の事業に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人善隣福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第12条 虐待・身体拘束防止対策として管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

一 共同生活介護事業所中城愛誠園では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

二 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

三 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

四 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は、速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

第12条の2 身体拘束をせずに行うケアに努めるものとする。

一 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

第13条 緊急時における対応を的確に行うものとする。

一 利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、本人・家族の希望する医療機関への緊急搬送を行う等の必要な措置を講じるものとする。

二 事業所等の提供により事故が発生した場合は、管理者の指示又は予め定めた対応方法に基づき、村ならびに保険者、利用者の家族等に連絡を行う。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。